平成２４年（フ）第３８４９号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目10番35号
破産者　ヘアーサロンナイルこと　久保田恵美子
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９２５号
大阪市生野区田島６丁目17番21号　鈴木方、前住所大阪府泉大津市なぎさ町２番６―1010号
破産者　西元　芳美
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４６０号
大阪府八尾市春日町１丁目９番10―207号
破産者　安田　佳子
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５０５号
大阪市淀川区塚本２丁目28番20号前山ビル３ＦＢ号、開始決定時の住所大阪市淀川区塚本２丁目28番21号
破産者　塚田　洋美（旧姓樽井）
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５０９号
大阪市平野区喜連西４丁目６番59―201号
破産者　鶴﨑　壽仁
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６６４号
大阪市北区長柄東２丁目１番24―818号、前住所大阪市浪速区日本橋４丁目２番15―501号
破産者　垣内　豊美（旧姓尾藤）
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２５９号
大阪市住吉区墨江２丁目５番６号
破産者　大村　恵美
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９４５号
大阪府寝屋川市萱島南町６番20号
破産者　藤枝　京子
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１号
兵庫県姫路市北今宿１―６―23　フレグランス北今宿203号、住民票上の住所大阪府豊中市曽根東町４丁目６番７号
破産者　南浦　万泰
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５５号
大阪市東成区東今里２丁目10番３号　今里内外マンション26号
破産者　中川　太一
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７４号
大阪府羽曳野市羽曳が丘西３丁目６番43号
破産者　井奥　延子
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０８１号
堺市美原区平尾2648番地16、開始決定時の住所堺市美原区平尾2435番地１
破産者　吉田工芸こと　吉田　克彦
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１号
堺市美原区南余部西１丁目１番２―102号、前住所堺市美原区丹上545番地
破産者　伯井こと　浅野喜美代
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
鹿児島県霧島市国分府中町５番10―216号エル・エール霧島、開始決定時の住所鹿児島県霧島市牧園町宿窪田2095―１　牧園ビル201号
破産者　鶴留　俊朗
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２８５号
埼玉県羽生市大字下手子林956番地20
破産者　藤田　光永
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１６２１号
横浜市青葉区奈良町2913番地　奈良北団地１棟806号、開始決定時の住所横浜市緑区十日市場町1210番地２　十日市場ホームズ209
破産者　菊池　亮逸
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９号
熊本県阿蘇市黒川302番地
破産者　吉良　　猛
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部